

蒲郡市都市再生整備計画評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定に基づく都市再生整備計画について、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱及び都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に基づいて当該計画の評価を実施するため、蒲郡市都市再生整備計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事後評価手続等に係る審議

委員会は、事後評価の手続及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、助言を行うことができるものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等に係る審議

委員会は、今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、助言を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市開発部都市計画課において処理する。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。